

障害者サービスの概要と障害者差別解消法

2018年11月20日 国立国会図書館障害者サービス担当職員向け講座

埼玉県立久喜図書館 佐藤聖一

1 障害者と情報、図書館との関係

(1) 障害者は情報障害者

- ①障害者が使える形の情報が販売されていない
- ②情報機器が使えない、使いにくい→アクセシビリティの問題
- ③良い資料・情報があっても購入できない→主に経済的な要因

(2) 点字図書館との関係

- ①点字図書館は重度の視覚障害者のための専門図書館、録音・点字資料の製作能力が高い、ほぼ郵送貸出のみ。
- ②公共図書館 さまざまな障害者が対象、サービス方法も多彩
- ③お互いの弱いところを補い合う、連携すべき施設

(3) 障害者からの依頼がない？

- ①障害者は図書館の資料やサービスを知らない
- ②自分が読書に困難のある人であることを知らない
- ③障害者サービスということばに違和感がある→高齢者等

2 「障害者の権利に関する条約」「障害者差別解消法」の考え方

(1) 「障害者」の定義の変化 「国際障害分類」から「国際生活機能分類」へ

- ①医学モデル 障害から障害者を定義するもの
- ②社会モデル その障害により社会で生きていくのに何が困るのか
- ③環境因子
→障害を個々の障害と環境因子の複合としてとらえる

(2) 「障害に基づく差別」(障害者権利条約第2条 定義)

- ①障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限
- ②合理的配慮の否定を含む (過度な負担にならずに合理的に考えてできること)
→合理的配慮ができるのにそれをしないと差別になる

(3) 障害者差別解消法のポイント

- ①「不当な差別的取扱いの禁止」
 - ②「社会的障壁」を除去するための「合理的配慮の提供」と「基礎的環境整備」
- (4) 図書館におけるそれぞれの具体例（詳しくは、後日参考資料「図書館における障害者差別解消法ガイドライン」を参照してください）
- ①不当な差別的取扱い
 - ②社会的障壁
 - ③合理的配慮の提供
 - ④基礎的環境整備
- (5) 障害者差別解消法の理念と従来の福祉サービスとの根本的な違い

3 障害者サービスとは何か

- (1) 障害者サービスの実施率と地域差
- (2) 障害者サービスへの誤った認識
- ①視覚障害者へのサービスではない
 - ②障害者を対象とした、「特別な」「対象別」サービスではない
 - ③恩恵的、福祉的サービスではない
- (3) ノーマライゼーション社会の実現とバリアフリー・ユニバーサルデザイン
- (4) 障害者サービスの定義と目的
- 定義「図書館利用に障害のある人々へのサービス」
- 目的「すべての人にすべての図書館サービス・資料を提供すること」
- (5) 定義と目的から分かること
- ①誰もが使える図書館にするのは誰か
 - ②図書館のすべてのサービスの基礎
 - ③障害は障害者にあるのではなく、図書館のサービスにこそある
- (6) 図書館のサービス体制→全職員による障害者対応・サービス
- ①すべての窓口における障害者対応

②障害者サービス担当職員を置き、その責務を明確にしておく

4 障害者サービスの対象「図書館利用に障害のある人」

(1) 図書館利用の障害

- ①物理的障害
- ②資料利用の障害
- ③コミュニケーションの障害

(2) 具体的対象

- ①身体障害者（肢体・聴覚・視覚・内部・重複等）
- ②精神障害者
- ③知的障害者
- ④発達障害者→学習障害→ディスレクシア等
- ⑤高齢で利用に障害のある人
- ⑥入院患者、いわゆる寝たきり状態の人
- ⑦施設入所者
- ⑧受刑者等矯正施設入所者
- ⑨妊産婦、病気やけが等による一時的な障害状態
- ⑩戸籍上の性に違和感のある人
- ⑪在日外国人、日本国籍はあるが日本以外の文化的背景を基礎にしている人

5 障害者サービスの手法

(1) 資料を何らかの方法で利用者の手元にとどけるもの

「郵送貸出」「職員による宅配サービス」「施設入所者へのサービス」「入院患者へのサービス」「電子書籍の配信サービス」等

(2) 資料を利用者の使える形に変換して提供するもの

「対面朗読」「拡大文字資料」「点字資料」「録音資料（カセットテープ→音声デジター）」「マルチメディアデジター」「LLブック・ピクトグラム」「布の絵本、触る絵本」「字幕・手話入り映像資料」「音声解説付き映像資料」等

(3) 図書館の利用を支援するもの

- ①施設設備の整備
- ②開催する催し物への障害者対応
- ③コミュニケーションの確保（点字・手話・外国語等のできる職員の配置、コミュニケーションボード）

- ④障害者・高齢者に配慮した Web ページ、利用者 OPAC、コンピュータ
- ⑤障害者用機器の設置（拡大読書器、デイジー再生機、音声パソコン、音声読書機、磁気誘導ループ等
- ⑥読書支援用具（ループ、リーディングトラッカー等）

6 障害者サービス用資料（詳しくは午後の講義）

(1) 主な障害者サービス用資料

- ①点字資料、点字絵本
- ②録音資料 音声デイジーが中心
- ③マルチメディアデイジー（文字と音声と画像が同期して再生→パソコンやタブレットで利用）、アクセスリーディング（Epub 形式の電子図書、マルチメディアデイジーとよく似ている）
- ④大活字本、拡大写本
- ⑤LLブック（やさしく読みやすい本、ピクトグラムの入ったものもある）
- ⑥布の絵本、触る絵本
- ⑦字幕手話入り映像資料、音声解説付き映像資料

(2) 資料の入手方法

- ①購入
- ②全国的な相互貸借による入手
- ③自館製作

(3) アクセシブルな電子書籍の可能性（今後の障害者への情報提供を左右するもの）

7 障害者サービス用資料の二つの全国総合目録データベース（具体的には午後の講義）

(1) 二つのデータベース

「サピエ図書館」

点字図書館が製作した資料の書誌情報とコンテンツデータそのものを収録

「国立国会図書館サーチ（障害者用資料）」

公共図書館・大学図書館等が製作した資料の書誌情報とコンテンツデータを収録

(2) これらのサイトでできること

- ①資料の検索（二つは横断検索的機能がある）
- ②相互貸借の依頼（メール・ファクシミリ等、サピエのオンラインリクエストは有料会員のみ）
- ③コンテンツデータの直接ダウンロード（サピエは有料会員のみ）

④全国点字・録音雑誌一覧

8 主な障害者サービス（ここも詳しくは後の講義で）

(1) 対面朗読（対面音訳、対面読書）

①対面朗読とは

- ・「閲覧」をすべての人に保障するもの
- ・図書館が主体となる対面朗読
- ・予約制と常駐制

②誰が音訳するのか（職員か音訳者か）

(2) 録音資料・点字資料・デイジー資料・CDの郵送貸出

(3) 郵送貸出（一般図書資料）

- ①心身障害者用ゆうメールの活用
- ②宅配業者の利用

(4) 職員による宅配サービス

(5) 施設入所者、入院患者へのサービス

- ①さまざまなサービス形態
- ②施設の実情に合わせて行う

(6) 高齢で利用に障害のある人へのサービス

- ①拡大文字資料、拡大読書機
- ②従来からある障害者サービス（対面朗読、宅配サービス、郵送貸出、録音資料の利用）
- ③高齢者のための資料コーナー、催し物

(7) 大学図書館の役割

- ①学生支援室と連携した、テキストデータなどの障害者用データの作成
- ②データの国立国会図書館サーチへの登録→全国の障害者が利用できるようになる

9 今社会が目指していること、図書館の障害者サービスの役割

(1) 著作権法「第37条第3項」で図書館ができること→2009年と2018年の法改正

*「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」と合わせて運用する（日図協ウェブサイトで掲載）

<https://www.jla.or.jp/portals/0/html/20100218.html>

- ①行える施設→点字図書館、公共図書館、大学図書館、学校図書館等（ボランティアの扱いが、現在パブコメ中の政令で緩和される）
- ②利用対象者の大幅拡大「視覚障害者等」=目による読書が困難な人（視覚障害・高齢などにより目による読書が困難。発達障害などにより見ても内容が分からない。肢体不自由などにより物理的に本が利用できないなど）
- ③さまざまな形式の障害者用資料の製作が自由にできる
- ④提供方法 貸出、公衆送信（インターネット配信と、データのメール送信）、譲渡
- ⑤借りたりダウンロードしたものをコピーして提供できる

(2) 公共図書館は、すべての障害者の情報提供総合窓口→ 図書館を基点とした資料・情報の提供

- ①図書館は障害者を含むすべての市民を登録できる
- ②窓口ポイントが多い（3,200以上）
- ③図書館を起点に全国の図書館・大学・学校・点字図書館・ボランティア等とつながる 全国から資料を借りて、障害者に提供できる
- ④多彩なサービス方法 対面朗読、郵送貸出、宅配サービス、施設入所者へのサービス、電子書籍のインターネット利用等

障害者サービスを学ぶための参考資料

1 「1からわかる図書館の障害者サービス 誰もが使える図書館を目指して」

佐藤聖一 学文社 2015年3月

2 JLA 図書館実践シリーズ 37 上 38 下「図書館利用に障害のある人々へのサービス」

日本図書館協会障害者サービス委員会編 2018年8月（案内ちらしを配布）

*この本のアクセシブルな電子書籍版（Epub形式）を12月発売予定

3 JLA 図書館実践シリーズ 26「障害者サービスと著作権法」

日本図書館協会障害者サービス委員会・著作権委員会共編 2014年9月

4 「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」、そのチェックリスト（本日の配布資料）、そのQ&A

日本図書館協会 2016年3月18日（障害者サービス委員会HPで公開中）

http://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/sabekai_guideline.html